

## 拡大生産者責任ということ

環境委員会 専門員

ほし 星      あきら 明

残暑厳しい8月下旬、神奈川県のパシフィック海岸で行われた清掃イベントに参加する機会があった。清掃後には力士との相撲体験が企画されているということもあってか、子供から大人まで約800名の参加者で賑わった。45分ほどの作業で回収したごみは、ゴミ袋(30L)240個ほど。藻や流木などの自然物に加えて、ストロー、たばこのフィルター、針金、破砕されたプラスチック片・ガラス片など種々雑多なものが混じっており、プラごみなどによる海洋汚染の一端を垣間見ると同時に、新たなプラごみを発生させないことが何よりも肝心であることを再認識する機会となった。

プラごみの発生抑制のためには、ポイ捨てなどによる流出の防止策強化にとどまらず、近年における諸外国の使い捨てプラスチック製品の製造・使用禁止などの動向を踏まえると、製品の製造段階における対策強化の議論が避けて通れないものと思われる。議論の一つのヒントとして、「拡大生産者責任」について簡単に紹介したい。

拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: EPR)とは、製品が廃棄された段階以降もその製品の生産者が一定の責任を負うとの考え方であり、家庭から排出される廃棄物(一般廃棄物)を地方自治体が収集・処分する従来の仕組みから、処理の物理的責任や費用負担(財政的責任)を生産者に移そうというものである(不具合等に係る製造者責任を廃棄段階まで拡大)。これにより、ごみになりにくい、リユース(再使用)・リサイクル(再商品化)しやすい製品開発等に積極的に取り組むよう生産者を促し、製品の設計や原材料の選択などから廃棄までの製品のライフサイクル全体を通して、廃棄物のリデュース(発生抑制)等に資することが期待されるとする。

我が国の個別リサイクル法では、平成7年制定の容器包装リサイクル法において容器包装の製造・利用事業者に対してリサイクルを義務化したのが、最初である。その後、家電、自動車など個別リサイクル法の制定などにより、プラごみの最終処分量の減量化が進んだ一方で、処理の最優先施策と位置づけられるリデュースは足踏み状態であり、取組が遅れている。また、リサイクルよりも優先順位が低く処理の最終段階である熱回収(焼却に伴う熱利用・発電等)が処理の主流になっており、その理由として、プラスチックが多種多様な樹脂から製造され分別に困難を伴うこと、汚れの付着やプラスチックとアルミなどの複合素材の場合には、リサイクルが困難なことなどが挙げられる。

今年5月、EU理事会は廃漁具等の回収費用を製造業者が負担する指令を採択するなど、拡大生産者責任を強化する動きが見られる。我が国においても市町村が負っている容器包装廃棄物の分別収集の役割を見直し、容器包装の製造・利用事業者が回収する仕組みを検討するなど、拡大生産者責任の考え方に基づくさらなる議論が求められるところである。